

紛争で日本企業を支援する電子裁判所

2020年09月15日

インドにおける裁判は長い間遅れています。25の高等裁判所で係争中の訴訟は約485万件あり、3,235の地方裁判所およびタルカ(taluka)[地方の小区分]裁判所で係属中の訴訟は約3,664万件あります。

Meters and Instruments Pvt LtdとAnr v Kanchan Mehtaで、最高裁判所は次の未処理案件に注釈しました。「真剣に争われる質疑が裁定される必要のない手続きを簡素化することにより、当事者の物理的な存在なしに「オンライン」で部分的または完全に結論付けることができる訴訟のカテゴリーを検討する必要があるようです…これは、高等裁判所および実行可能な適切な指示を出すことができる場所により考慮される問題です。」この激励にもかかわらず、高等裁判所は、Meter and Instrumentsの訴訟から30ヶ月以上経過してもオンラインでの審理に関する指示やガイドラインを発行していません。ただし、covid-19は触媒として機能し、最高裁判所に大変必要な司法改革を迅速に進めるように働きかけました。

2020年4月6日付けの命令により、最高裁判所は、裁判所が司法制度の利害関係者の物理的存在を減らすために必要で可能なすべての措置を講じるよう高等裁判所に指示しました。裁判所は加えて、「最高裁判所…そしてすべての高等裁判所は、ビデオ会議技術の使用を通じて司法制度の堅牢な機能を確保するために必要な措置を採用することを許可されています。」

したがって、covid-19は、ビデオ会議による審問会のほぼ即時の採用をもたらしました。2020年6月1日のデリー(Delhi)高等裁判所は、Sat Prakash SoniとUnion of India & Orsで、当事者が主張を含む15分間のビデオクリップを提出し、その後1週間以内に相手方提出内容に関し10分の追加のビデオクリップを提出するように、過去にない命令を出しました。最高裁判所の命令に従い、デリー(Delhi)高等裁判所はビデオ会議を通じて行われる審問会の規則を発行し、他の高等裁判所も従うことが期待されています。

パンデミック下の状況では、個人的な立ち会いを必要とせずに新しい訴訟を提起できるように、電子ファイリング施設の設定と改造も必要でした。最高裁判所は、電子申告手続きを刷新し、24時間年中無休の電子申告機能を導入しました。多くの高等裁判所および地方裁判所が同様の措置を講じています。

仲裁手続きもオンラインで行われているため、当事者とその弁護士の物理的な立ち会いの必要がありません。これにより、コストが削減され、仲裁審問がより効率的になります。日本企業とインド企業との間の貿易の増加を考慮すると、そのような合理化

された紛争解決手続きは双方に利益をもたらします。

Covid-19は、次のような利点を備えた最新のテクノロジーをより広くかつ迅速に採用することを強制します。

- 電子署名またはデジタル署名を使用して新しい訴訟を提出することにより、日本やその他の国の当事者がインドに旅行したり、インド国民を優先して出願のために委任状を提出したりする必要がなくなります。
- 日本のクライアントは、旅行の時間と費用をかけずに自宅やオフィスからビデオ会議を通じて法廷審問や仲裁手続きに出席できます。
- 日本の当事者による事件の厳格な監視は、特に審問会の結果の報告において、インドの弁護士側の透明性を高めることにつながります。
- 国の最も遠い地域の人々でさえ裁判にアクセスできることを保証します。

インドにとって最大の機会は、司法制度を近代化することであり、この数ヶ月間、インドはすでにこの点で大きな進歩を遂げています。この動きが続けば、裁判所はより迅速に運営され、より利用しやすく効率的になることが保証されます。これにより、日本企業は以前よりもはるかに短い時間で紛争を解決できるようになります。

立法府は、過去数年にわたって1996年の仲裁調停法に抜本的な変更をもたらしました。これらの変化はCovid-19のパンデミック後のテクノロジーの導入により、インドは今後数年間で国際仲裁の好ましい目的地になるでしょう。これらの国内紛争解決の状況の改善に照らして、日本企業は近い将来、より一般的な管轄権の代わりにインド関連の紛争の仲裁の場として、インド自体を選択する仲裁合意を立案することができるでしょう。

Kochhar & CoのManish Demblaはパートナー、Pradyuman Singh Sewarはプリンシパルアソシエイトです。